

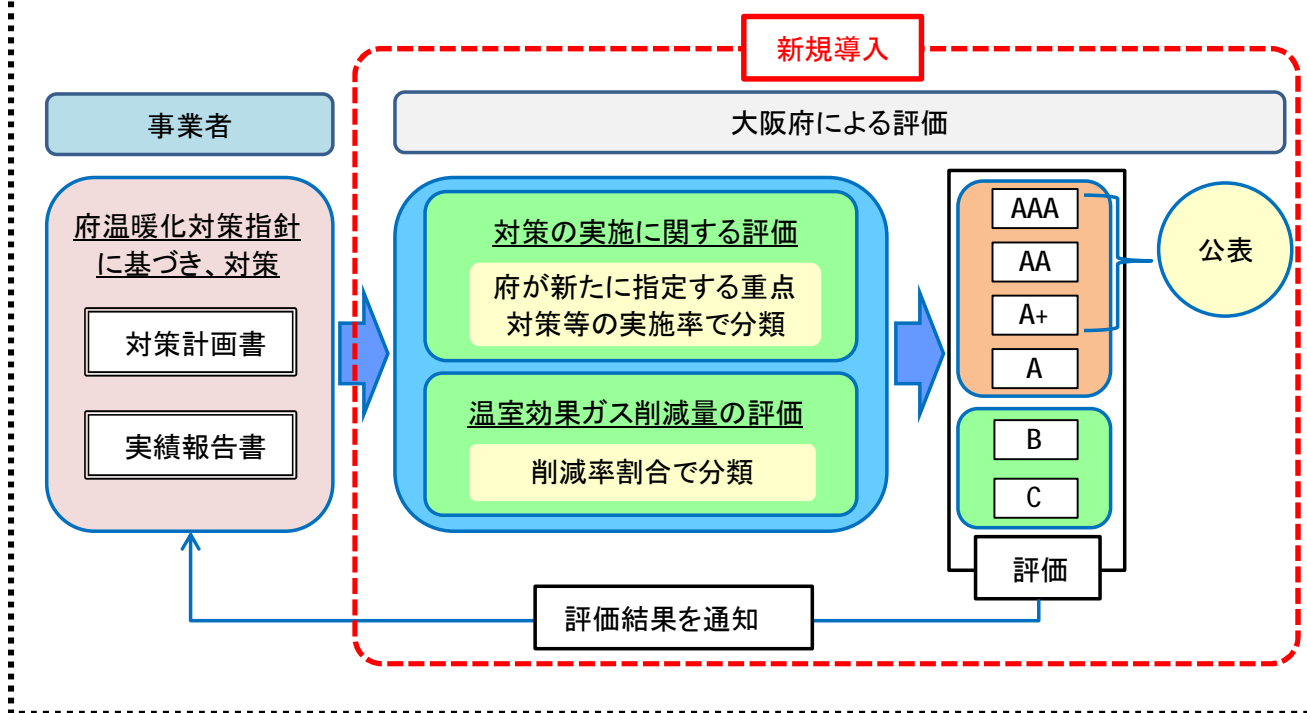
大阪府の「事業活動の温室効果ガス削減の取組を総合的に評価する評価制度の導入」 大阪府温暖化の防止等に関する条例を改正しました。

大阪府では、大阪府温暖化の防止等に条例に基づき、「対策計画書」や「実績報告書」の届出表等により、事業活動に伴う温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制を促進し、温暖化の防止を図っています。

このたび、より一層の温室効果ガスの削減を図るため、大阪府が指定する重点対策の取組状況や温室効果ガスの削減状況を総合的に評価する「評価制度」を平成 28 年 4 月 1 日から導入します。

【改正のポイント】

特定事業者(※1)の温室効果ガス削減の取組について、まず、「重点対策」(大阪府が指定する温室効果ガス削減に有効な対策)の実施率を、次に温室効果ガス削減量を評価し、AAA～C の6段階に位置づけ、評価の優良な特定事業者を公表します。



特定事業者(※1)

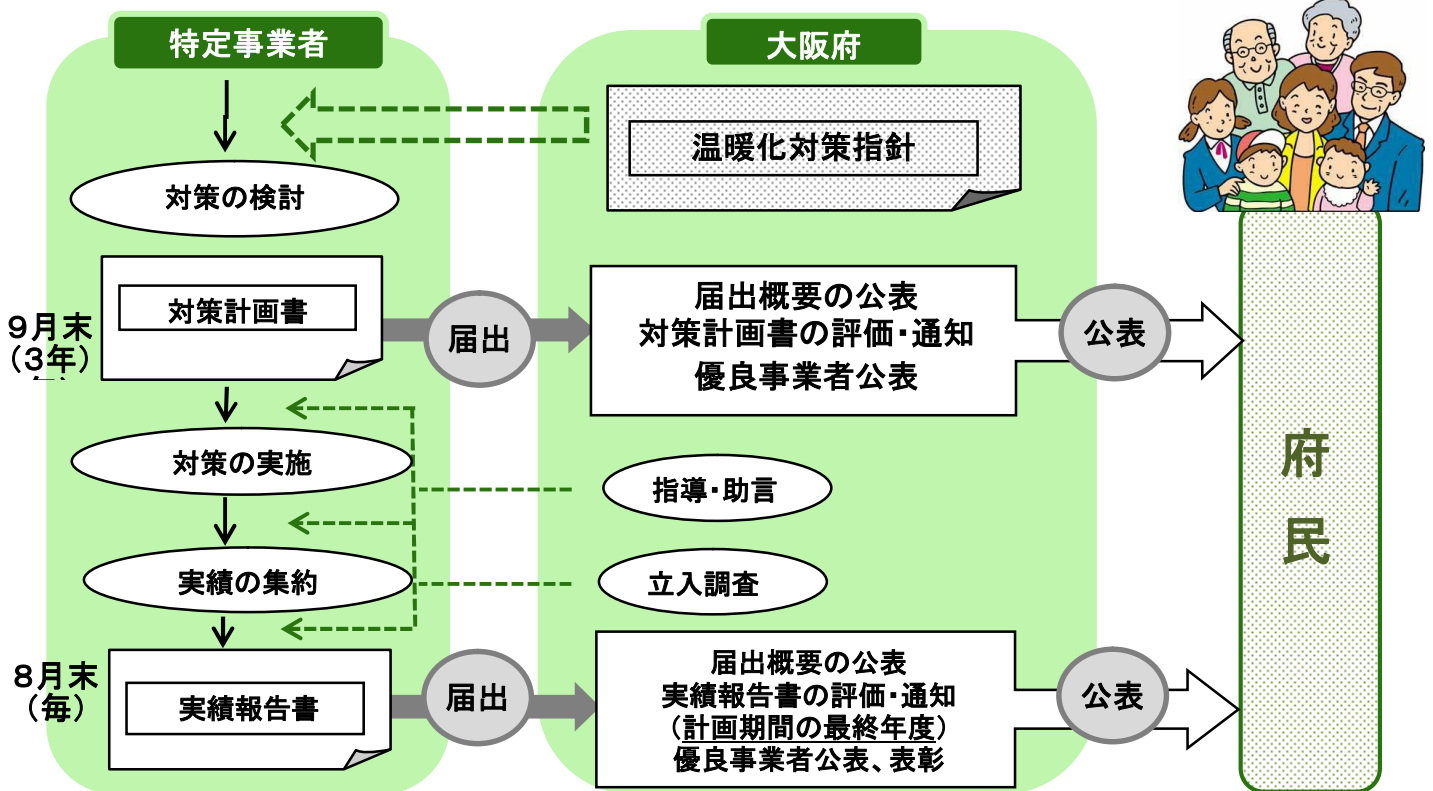
府内に設置している全ての事業所のエネルギー使用量(原油換算値)が、合計 1,500kl/年以上である事業者

連鎖化事業者のうち、府内に設置している加盟店を含む全ての事業所のエネルギー使用量(原油換算値)が、合計して 1,500kl/年以上である事業者

府内で一定規模以上の自動車(トラック 100 台以上等)を使用する事業者



手続きの流れ



制度のポイント

○事業活動全てが対策計画の対象

特定事業者は、府内の全ての事業所(事務所、店舗など)や自動車の使用に関する現状や対策について、計画に盛り込むこととなります。

○削減目標等を盛り込んだ対策計画の策定

- ・特定事業者は、温室効果ガスの排出削減目標と、温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制、電気の需要の平準化に府が指定した重点対策を盛り込んだ3年間の計画(対策計画書)を作成し、9月末までに府に届出させていただきます。
- ・大阪府は、計画時における重点対策への取組内容、温室効果ガスの削減目標値等を評価します。

○実績は毎年報告

- ・特定事業者は、重点対策の実施状況や温室効果ガス排出量等の削減実績をとりまとめた実績報告書を作成し、毎年8月末までに府に届出させていただきます。

〔ただし、平成26・27年度の各年度を初年度とする対策計画書を提出した事業者については、その計画期間に係る実績報告書等は、改正前の様式により届出を行うものとします。〕

- ・大阪府は必要に応じて、特定事業者への技術的な助言や立入調査を行います。
- ・大阪府は計画期間の最終年度の実績報告届出書の提出の際に、3年間の重点対策の取組・削減状況の結果を評価します。

○届出概要の公表

- ・府に届出された対策計画書や実績報告書は、その概要を府のホームページで公表します。
- ・評価の優れた特定事業者は、氏名と評価結果を公表します。

○取組の優れた事業者に対する顕彰

電気の需要の平準化も含めて他の模範になる特に優れた取組みを行った特定事業者に対し、府が表彰を行い、他の事業者の見本となる優れた取組を広く周知します。

○届出しない事業者の公表

特定事業者が、対策計画書や実績報告書を届出しない場合、府は、当該事業者に対して届出することを勧告し、それでも従わない場合は、その旨を公表します。